

【検討事項】 正副議長選挙の立候補制導入（所信表明の機会）

1. 考え方は

正副議長を選出するときは、その経過を明らかにするため正副議長の立候補制を導入し、公開で行われる所信表明の機会を設けるものとする。

2. 江田島市議会の状況

議長及び副議長の選挙は投票により行っている。

3. 参考条文、参考事例等

(1) 正副議長選挙に係る所信表明の機会について

■ 議会基本条例に明記している例

○ 栗山町

（議会の活動原則）

第2条 議会は、町民主権を基礎とする……………略

2 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにしなければならない。

○ 新潟市

（議会運営）

第14条 議会は、議員及び会派相互間の活発な検討を行うとともに、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めます。

2 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければならない。

○ 松阪市

（議会運営の原則）

第7条 市議会は、円滑かつ効率的な議会運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

2 市議会は、議長及び副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

(2) その他

○ 要綱等に基づき実施・・・会津若松市、流山市、四日市市

○ 代表者会議での申し合わせに基づき実施・・・三重県

○ 議会運営委員会決定に基づき実施・・・飯田市

江田島市議会正副議長の就任希望者の所信表明に関する内規
(平成 年 月 日 全員協議会 決 定)

(趣旨)

第1条 この内規は、市民に開かれた議会を実現するため、議長又は副議長の選出過程を透明化することを目的とし、議長選挙及び副議長選挙の前に、それぞれ議長又は副議長になろうとする者（以下「就任希望者」という。）が所信表明を行う機会を設けるために必要な事項を定めるものである。

(正副議長への就任希望者)

第2条 就任希望者は、所信表明申出書（様式第1号）をそれぞれ選挙のある定例会又は臨時会（以下「定例会等」という。）が告示された日の正午から定例会等が招集される2日前（以下「締切日」という。）の正午までに事務局長に届け出なければならない。ただし、締切日が市の休日の場合は、その前日の正午までに行うものとする。

2 前項の申出を行った就任希望者が、所信表明を辞退するときは、所信表明辞退届（様式第2号）により、事務局長に届け出なければならない。

(所信表明)

第3条 所信表明は、議長選挙及び副議長選挙が行われる議会の休憩中に開催する。

2 就任希望者は、所信又は抱負を表明することができる。

3 所信表明は、本会議場で開催するものとする。

4 所信表明は、これを公開するものとする。

5 所信表明に対しては、質問を行うことができる。

(発言時間)

第4条 所信表明の発言時間は、就任希望者1名につき10分以内とする。

2 所信表明に対する質問の発言時間は、就任希望者1名につき10分以内とする。

3 前項の場合において就任希望者が回答する時間は、第1項の発言時間に含めないものとする。

(発言の順位)

第5条 所信表明を行う順位を決めるため抽選を行うものとする。

(委任)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、全員協議会に諮って定める。

附 則

この内規は、平成 年 月 日から施行する。